

所得税と町・県民税の申告受付が始まります

今年も、町・県民税、所得税などの申告受付が始まります。

申告期間は、**2月16日(火)から3月15日(月)まで**（土日祝を除く）です。

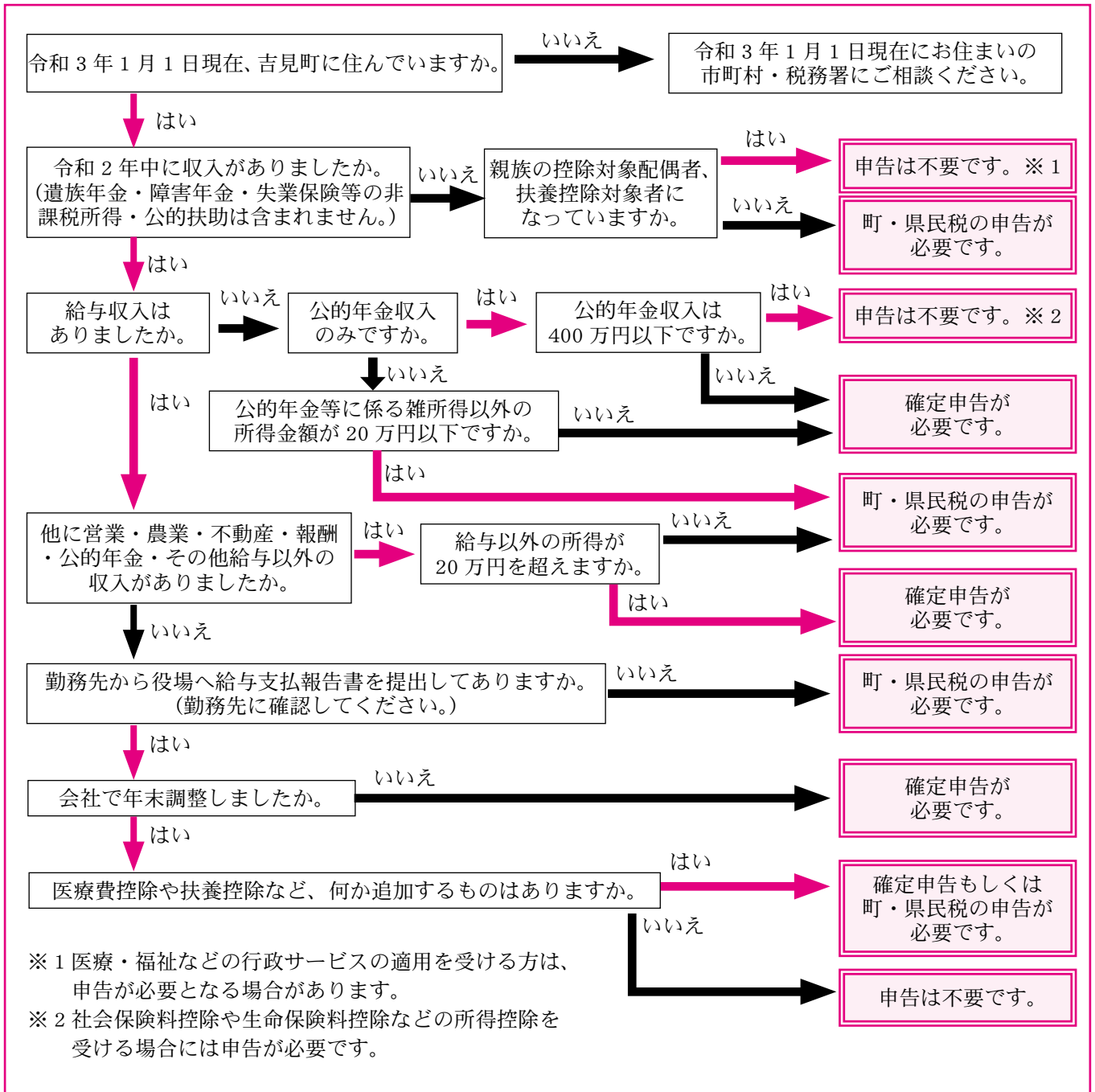
ご自身が申告をする必要があるのか、その際の必要書類、また、申告会場などをご確認いただき、スムーズな申告にご協力をお願いいたします。

ご自身が申告対象にあるかご確認ください

※ケースによっては、下記チャートに当てはまらない方もいます。

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず、確定申告が必要です。

※勤務先で年末調整していても給与所得の源泉徴収票が複数ある場合には、申告が必要です。



◆ 次のいずれかに該当する方は、町・県民税の申告は必要ありません。

- 令和2年分の所得税の確定申告をした方
- 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない方
- 公的年金収入のみで、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除の追加がない方
- 吉見町在住の親族の税法上の扶養になっている方（還付申告などを除く）

必要書類

- ①申告書
- ②印鑑（朱肉を使用するもの）
- ③「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」の原本
- ④利用者識別番号を取得済みの方は番号が分かる書類
- ⑤所得の分かる書類（源泉徴収票、支払調書などの原本）
- ⑥事業（農業、営業など）および不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書（事前に作成してください）
- ⑦社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の証明書
- ⑧医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書（事前に作成してください）
- ⑨寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書または受領証明書
- ⑩本人名義の通帳
- ⑪申告相談受付チェック票（役場会場で申告の場合）
例年、会場でご記入いただけていますが、待ち時間短縮のため、事前作成にご協力をお願いいたします。チェック票は税務会計課窓口へ備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。
- ⑫その他、必要と思われる書類（障害者手帳など）

◆医療費控除について

- 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方は、明細書のほかに健康増進および予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（予防接種や人間ドックなどの領収書または結果通知表）が必要です。
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制どちらか一方のみの医療費の控除しか受けられません。
- 医療費の領収書などの添付または提示は必要ありません。ただし、税務署から提出または提示を求められることがありますので、5年間保存する必要があります。

◆高齢で障がい者に準ずる方の障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている方で、申告の対象年の12月31日時点における身体の状態が障がい者に準ずると認められた方は、町・県民税および所得税の申告で障害者控除または特別障害者控除を受けられます。福祉町民課で認定通知書の交付を受けてください。各種障害者手帳をお持ちの方は、この認定書は不要です。

◆おむつ代の医療費控除について

おむつ代の医療費控除を受けるには、おむつ代の領収書と医師の証明書が必要です。2年目以降で介護保険の認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えて、町が交付する証明により医療費控除の対象となります。（主治医意見書で一定の要件が確認できた場合に限り）詳細は健康推進課にお問い合わせください。

受付会場と日程

次に該当する方は、東松山市民文化センター会場へ（吉見町役場の会場では申告受付ができません）

- ◆受付期間／2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後4時
- ◆対象者／
 - 土地建物や株式などの譲渡所得がある方
 - 青色申告、損失申告をされる方
 - 住宅借入金等特別控除（1年目）がある方
 - 利子、配当、退職所得がある方
 - 雑損控除がある方
 - 消費税の確定申告をされる方
 - 過年度分（令和元年分以前）の所得税の確定申告をされる方
 - 上記以外で複雑な内容の申告をされる方など

◆吉見町役場での申告受付

- 受付期間／2月16日(火)～3月15日(月) ○受付時間／午前9時～11時、午後1時～4時
- 会場／吉見町役場 3階 大集会室

日時	対象地区（行政区）
2月16日(火)	飯島新田・江和井・ニュータウン江和井
17日(水)	久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・古名新田・蚊斗谷・古名・丸貴・北下砂
18日(木)	大和田・谷口・上銀谷・下銀谷・万光寺・荒子
19日(金)	東野一丁目～六丁目・新道
22日(月)	下細谷
24日(水)	久保田・吉見ヶ丘
25日(木)	江綱・前河内
26日(金)	大串

日時	対象地区（行政区）
3月1日(月)	八反田・根古屋・流川・江口
2日(火)	久米田・御所・観音・黒岩・御所団地
3日(水)	和名・山ノ下・長谷・六ノ谷
4日(木)	田甲・前山
5日(金)	天王山・学校前・ひばりヶ丘・南吉見
8日(月)	たつみ平・さくら台・新吉見・松ノ平
9日(火)	日向山・湖畔・みどりヶ丘
10日(水)	地頭方・上砂・中曾根・松崎
11日(木)	本沢・上細谷・小新井・中新井
12日(金)	今泉・明秋・一ツ木
15日(月)	予備日

※会場内の状況により、受付時間の繰り上げ、繰り下げ等を行う場合があります。ご了承ください。
※対象地区の受付日程で都合がつかない場合は、都合の良い日（受付期間内）に申告してください。

申告会場は大変混み合うため、便利な郵送または e-Tax 申告でご提出ください

◆郵送での提出

○町・県民税申告書について

町・県民税の申告書を郵送で提出される場合は、必要事項を記入・押印し、必要書類および本人確認書類の写しを封筒に入れてお送りください。 ※提出書類は返却できません。

なお、後日お問い合わせすることがありますので、申告書には電話番号を必ずご記入ください。

【送付先】〒355-0192 吉見町大字下細谷 411 番地 吉見町役場 税務会計課 課税係

○確定申告書について

詳細については、東松山税務署 (TEL 0493-22-0990) にお問い合わせください。

【送付先】〒355-8604 東松山市箭弓町 1-8-14 東松山税務署
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、申告会場の密を回避するためにも、できるだけ申告会場への来場をお控えください。
ご協力をお願いいたします。

◆e-Tax による申告

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと IC カードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して確定申告を行う方法です。

○ID・パスワード方式 (マイナンバーカードや IC カードリーダーをお持ちでない方)

「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された e-Tax 用の ID・パスワードを利用して確定申告を行う方法です。「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は、税務署窓口で職員と対面による本人確認を行ったうえで発行いたします。詳しくは東松山税務署へお問い合わせください。

令和 2 年分の確定申告から『利用者識別番号』が必要となります

吉見町役場の申告会場で、確定申告を行う場合には、国税庁が発行する「利用者識別番号」の取得が必要となります。待ち時間の短縮を図るため、お持ちでない方は事前取得にご協力をお願いいたします。なお、ご自身で取得が難しい方は、申告会場で取得することができますのでお申し出ください。

◆利用者識別番号の取得状況を確認するには、次の方法があります。

- ・税務署からの「確定申告のお知らせ」の通知またはハガキ
- ・過去に税務署で申告した際の確定申告の控え
- ・利用者識別番号を取得した際の書類

◆取得方法

国税庁のホームページからパソコン、スマートフォンで取得

https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_APP/lnk/kaishiShinkiKojin

※取得後は、利用者識別番号を控えて申告会場にお持ちください。

『利用者識別番号』は、1人につき1つ必要となります



◀利用者識別番号
取得アカウント

来場の際のお願い

- 申告会場に入場される際は、マスクの着用をお願いいたします。
- できる限り少人数でご来場ください。
- ご来場前にご自身での検温をお願いいたします。発熱、風邪の諸症状、体調不良のある方は、ご来場をお控えください。
- 申告会場に入場する際、検温および手指消毒を実施いたします。37.5 度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りさせていただきます。
- 職員もマスク着用、手指消毒をしたうえで対応させていただきますので、ご了承ください。